

「みんなで守る！感染予防」推進事業給付金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組む飲食事業者等の対策促進を図るために創設する「みんなで守る！感染予防」推進事業給付金の給付等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「みんなで守る！感染予防」推進事業給付金とは、前条の目的を達するために飲食事業者等に給付する給付金をいう。

(給付対象者)

第3条 「みんなで守る！感染予防」推進事業給付金（以下「給付金」という。）を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）は、鳴門市内で飲食店等を営業する法人又は個人であつて、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、本事業の趣旨から給付対象として適当と認められるものはこの限りではない。

(1) 令和3年4月12日時点で現に営業し、かつ、給付金を申請する日以後も事業を継続する意思があること。

(2) 店舗に飲食することを目的としたテーブル、椅子、カウンター等の設備を有していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、給付対象者としてしない。

(1) 代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等が鳴門市暴力団排除条例（令和2年鳴門市条例第1号）第2条に規定する暴力団等に該当する者

(2) 政治的活動又は宗教的活動に係る事業を行う者

(3) 給付金の趣旨に照らして適当ではないと市長が認める者

(給付額)

第4条 給付金の額は、鳴門市内で営業する飲食店等1店舗当たり2万円とする。

(給付金の活用)

第5条 給付金は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、次の各号のいずれかに活用することに努めるものとする。

(1) 新型コロナウイルス感染症検査キット費用

(2) 器具・備品の購入

(3) 施設の整備

(4) 消耗品の購入

(5) その他、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に寄与するもの

(申請期限)

第6条 給付金の申請期限は、令和3年6月30日までとする。

(給付申請及び請求)

第7条 給付対象者は、前条に定める申請期限までに、店舗毎に「みんなで守る！感染予防」推進事業給付金給付申請書兼請求書(様式第1号)に必要事項を記入し、市長に申請しなければならない。

(給付金の給付決定)

第8条 市長は、前条の規定による給付金の給付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当であると認めるときは、「みんなで守る！感染予防」推進事業給付金給付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知し、口座振込の方法により給付金を給付するものとする。

2 市長は、給付金の給付が適当でないと認めるときは、給付金を給付しない旨を当該申請者に通知するものとする。

(決定の取消し及び給付金の返還)

第9条 市長は、給付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の給付決定を取消し、既に給付した給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたとき。

(2) その他市長が給付金を給付することが適当でないと認めたとき。

(調査)

第10条 市長は、申請内容に疑義が生じたときは、給付申請を行った給付対象者に対し、給付金の申請内容に係る書類の調査、現地確認等を行うことができる。

2 給付申請を行った給付対象者は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、給付金の給付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月15日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

「みんなで守る！感染予防」推進事業給付金給付申請書兼請求書

年 月 日

(宛 先)

鳴 門 市 長

住 所 _____
申 請 者 法人の名称 _____
代表者職氏名 _____ (印)

連 絡 先 Ⅲ

担 当 者 名

新型コロナウイルス感染防止対策を行うため、「みんなで守る！感染予防」推進事業給付金給付要綱第7条の規定により次のとおり申請及び請求します。「みんなで守る！感染予防」推進事業給付金給付要綱の記載内容を遵守します。

1 店舗の情報

店 舗 名	
所 在 地	

※ 複数の店舗を経営している場合でも、1店舗毎に申請してください。

2 請求金額 金20,000円

3 振込口座

金融機関名		1 銀行 2 金庫 5 農協 3 信組 6 漁連 4 信連 7 信漁連	支店名	
預金種別	1 普通 2 当座	口座番号		
口座名義 (カタカナ記入)				

※ 振込先口座は、個人にあつては申請者個人、法人にあつては当該法人が名義人である口座を記載してください。

4 購入予定のもの ※該当する項目に☑

- 新型コロナウイルス感染症検査キット
- CO2センサー（二酸化炭素濃度計）
- 器具・備品
- 施設の整備
- 消耗品
- その他、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に寄与するもの

様式第2号（第8条関係）

鳴商第 号
令和3年 月 日

様

鳴門市長

「みんなで守る！感染予防」推進事業給付金給付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった「みんなで守る！感染予防」推進事業給付金給付申請書兼請求書について、「みんなで守る！感染予防」推進事業給付金給付要綱第8条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 名 称：「みんなで守る！感染予防」推進事業給付金

2 給付決定額： 金20,000円